

朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察 (3)

— 麻生鉱業 (麻生商店) を中心に —

勝岡 寛次 (麗澤大学国際問題研究センター客員教授)

本稿は、前稿「朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察 (続篇) 一日炭遠賀鉱業所 (高松炭鉱) を中心に」の続きである。林えいだいが筑豊炭田の日朝双方の関係者について収集した「証言」の中から、今回は証言者の最も多かった (16人) 高松炭鉱について見たが、今回は証言者が次いで多かった (11人) 麻生鉱業所 (赤坂炭鉱) について検証する。

麻生鉱業 (麻生商店) の成り立ちと概要

麻生鉱業の起源は古く、麻生太吉が炭鉱業に乗り出した明治5年 (1872) に遡る。太吉は大正7年 (1918) に株式会社「麻生商店」を設立し、昭和16年 (1941) に麻生鉱業と改称した。本稿では「麻生鉱業」で統一する。

麻生鉱業が朝鮮人坑夫を使用し始めるのも古く、大正12年 (1923) 以降のことである。この点で、昭和14年末以降に初めて朝鮮人戦時労働者の集団移入を開始した高松炭坑とは異なっている。麻生鉱業における朝鮮人の全坑夫に占める割合は、大正13年 (1924) の時点で6.2% (179/2,888)、昭和3年 (1928) で6.4% (360/5,592)、昭和7年 (1932) で20.6% (1,070/5,200)、昭和13年 (1938) で23.6% (2,001/8,475) と、昭和初期に急増する。

しかし、採炭作業の合理化という点では麻生鉱業は遅れており、大手炭鉱に比べると全鉱夫数に占める採炭夫の比率が高く、朝鮮人を含む採炭夫の大量投入によって、機械化の遅れをカバーする方策を採っていた。

筑豊炭田には「納屋制度」と呼ばれる、納屋頭が坑夫を支配する間接雇用制度が明治期には広く存在していた。納屋頭が坑夫の賃金を炭鉱から一括して受け取り、ピンはねしたり、坑夫を暴力的に入坑させる「繰り込み」やリンチも日常的に行われていた。納屋制度は三井三池・三菱高島などの大手炭鉱では明治末期までには廃止され、会社が坑夫を直接雇用する直轄制度に移行したが¹、中小炭鉱では昭和初期まで残っていた²。

麻生でも、集団移入が開始された昭和14年 (1939) まで、直轄制度への過渡的形態である「飯場主制度」が存続しており、朝鮮人坑夫は飯場主の推薦もしくは在籍坑夫の縁故関係による縁故採用が大部分を占めていた³。

麻生鉱業は、上三緒・山内・豆田・網分・赤坂・吉隈・愛宕の7炭鉱を経営したが、出炭高は昭和14年末段階で121万トン、全国12位であり、規模としては高松炭鉱に及ばない。

密航と強制送還

朝鮮人戦時労働者を考える際の前提として、「高い賃金を求め内地に渡り建設現場などで働こうとしていた雪崩のような大量の人の流れ」⁴があり、これを日本政府は統制して炭鉱・金属鉱山などに振り向けようとしたが失敗した、という全体像があったことは見逃せない。

日本政府は渡航制限によってこの流れを阻止しようとしたが、不正渡航（密航）は後を絶たなかった。

「内務省の統計によると、1930年から1942年までの13年間に内地で発見された不正渡航者は3万9482人、朝鮮に送還された者は3万3535人にのぼる。／とくに注目したいのは、戦時動員の始まった1939年から1942年までの4年間で不正渡航を発見された者が2万2800人（13年間全体の58%）、送還者が1万9250人（全体の57%）だったことだ。（中略）／日本政府は、戦時動員の約7年間のうち統計が存在する1939年から1942年の4年間で約2万人の朝鮮人不正渡航者を強制送還している。もしも、同じ時期に朝鮮から無理やり労働者を連行していたのなら、なぜ2万人を送り返したのか説明がつかない。（中略）ここに戦時動員の実態を見る鍵がある。」（西岡（2022）、180-181頁）

後に麻生炭鉱に就職する朝鮮人鉱夫の証言の中には、密航で強制送還された事例が含まれているので、まずこれを紹介したい。

「わしの父は、面の中では最高の納税者で大地主やった。（中略）

その頃、日本に出稼ぎに行った者が帰って来て一騒動になった。田舎じゃ風呂もないというのに、日本の総理大臣よりきれいに着飾って帰ってこようが！（中略）それを見ただけで、もう日本へ行けば誰でもそんな生活が出来ると錯覚を起こしてしまう。すると娘という娘がその男になびいて、後を追って回ったからね。（中略）／京城から帰って、そんな日本帰りを見ると病みつきになってしまって、面にじっとしておれなくなった。（中略）

一九二六年、私は牛を売った金で、日本へ渡航することを決めた。（中略）釜山に来て見ると、渡航制限があつて内地へ渡れそうにない。（中略）

「お前、内地へ行きたがったが、この船は石炭を降ろして山口県の仙崎まで行くが、どうか？」／「渡航証明を持ってないよ」／「そんなもんはこの船じゃいらん。密航になるが、このチャンスを逃したらもう内地へ行けんぞ」（中略）／牛一頭分の三十円を払ってその石炭船に乗り込んだ。（中略）

十数時間後に着いたところは、山ばかり立ちはだかった海岸だった。（中略）早く降りた連中は、海岸伝いに素早く逃げたが、私たちは…逃げ遅れて警察に逮捕された。（中略）

「お前は どうして日本へ密航して来たのか？」／下関水上警察署で、わしは刑事から聞かれた。／「はい、日本へ来たらハイカラさんになるけ、働いて稼いだ金を故郷に送金したいと思います」／簡単な動機を述べると、別にややこしい詮索はせんやった。水上署を

出ると、五十人は関釜連絡船の棧橋に連れて行かれた。(中略)強制送還らしいが、どういう意味かわけが分からん。(中略)「釜山に帰る者は手を上げろ。渡航証明がなくて今度密航して来たら刑務所に入れるぞ!」／釜山に帰る者は、別のグループで降ろされた。」
(黄学成、林(1989)、301-304頁)

黄学成は1911年生まれで大地主の子だったが、日本に憧れ、昭和元年(1926)16歳で密航するが、着岸時に警察に逮捕され、下関から強制送還されたことが、以上の記述から解る。ここには、日本に渡航しようとした動機が赤裸々に記されているが、昭和初期の朝鮮にはこのような「内地渡航熱」があったという、一つの証左であろう。

集団移入開始前の個別渡航(縁故採用)

当時日本に渡航するためには「渡航証明書」が必要で、渡航証明書を得るには就職口が確実なこと、旅費以外に10円以上の余裕金を所持していること等の条件があったが⁵、上記の黄は強制送還後に改めて渡航証明書を取り、再渡航して縁故採用により麻生赤坂炭鉱に就職している。

「女房の兄になる人が、日本の専門学校行った人で、釜山に住んでいた。わしが日本に行きたいというと、一カ月もしないうちに渡航証明書を取ってくれて、今度は正式に金剛丸に乗船出来た。(中略)／下関には女房の親戚が迎えに来てくれて、その人について麻生の産業セメントで働いた。／十四、五歳で年齢が足りんし、炭鉱では人がいっぱい志願出来なかった。」

「下関で四ヶ月働いた頃、赤坂炭鉱におった親戚の黄次郎が迎えに来てくれた。／一九二八年の八月十七日、麻生赤坂炭鉱に志願出来た。」(黄学成、林(1989)、304、305頁)

黄は来日しても年齢不足ですぐには炭鉱には志願できず、昭和3年(1928)、18歳の時、親戚の手づるで漸く志願できた(縁故採用)ことが解る。

麻生には、他にも同様の証言があるので、紹介しておきたい。

「来日したのは昭和6年です。／日本に来れば生活が良くなるという村の噂を聞いて、既に来日していた兄を頼って小倉に来ました。兄は土方をしていました。私も八幡製鉄の下請企業の土方になりました。その2か月後に麻生吉隈炭鉱に就職し、5年間いました。朝鮮人は三百人以上いたでしょう。」(洪卜述、山田昭次編(2012)、212(37)頁)

「日本に来たのは昭和8〔1933〕年3月頃、20歳の時です。麻生赤坂炭鉱に来ました。／小作の生活に耐えきれなかったからです。(中略)

うちの兄貴はわしより11歳年上でしたが、19歳の時こっちに渡ったのです。こっちの鴨生〔福岡県嘉穂郡稲築町〕で商売をしていた兄さんが炭鉱から証明書をもらって送ってくれたので、こちらに来られたのです。」(張遜鳴、山田昭次編(2012)、216(33)頁)

以上の2例は、いずれも先に日本で就業していた兄を頼って渡航証明書を手し、個

別渡航した事例である。しかし証明書を入手できない者は、日本に渡航しようと思えば不正に渡航するしかなく、そうした密航が横行していたことが、麻生赤坂炭鉱の駐在巡查をしていた松藤要吉の、次の証言から判る。

「正式な渡航の場合は、炭鉱側の受け入れ証明を得るために、日本にいる身寄りの者が私のところに日参して頼みに来ました。二、三百円の現金をこっそり出す者や、豚を一匹引いて来て、食べてくれといわれた時には、怒って追い返しましたよ。

私が出した受け入れOKの許可証を、彼らは向こうの面巡查のところに持って行き、そこで正式な渡航許可証を出してもらって、日本へ渡航して来ました。」

「昭和のはじめ頃から十三年にかけて朝鮮からの密航が流行して、ずい分たくさんの朝鮮人が筑豊の炭鉱に送り込まれました。政府の渡航制限があって、許可しないので密航しか方法がないんです。

朝鮮では生活が苦しいので、現金収入をうるためにみんな日本へ渡航したがった。炭鉱としても、朝鮮の植民地労働者の低賃金に目をつけて、いろんな方法で密航させましたからね。／炭鉱は北朝鮮の工業地帯に石炭船で石炭を送り、その帰りの空船にこっそり朝鮮人を連れて帰りました。(中略)

炭鉱側はそうした密航の朝鮮人は、やかましい頭領のいる朝鮮人納屋に入れました。彼らは炭鉱で働く気持はさらさらないから、日本へ着いたらすぐ逃げるつもりだった。」

(松藤要吉、林(1989)、401-402頁)

以上、集団移入が開始される以前の、昭和初年の個別渡航に関する証言を紹介したが、集団移入開始後の渡日経緯を検討する前に、麻生の場合は昭和7年に発生した朝鮮人争議に関する考察が欠かせない。証言の中にも、この争議に言及したものが少なくないので、次にこの争議について考察する。

麻生朝鮮人争議(昭和7年)

麻生朝鮮人争議は、昭和7年8月に麻生炭業で発生した初めての朝鮮人鉱夫による争議事件で、同炭鉱に所属する朝鮮人約千名中400名が参加した大規模な争議であった。この争議は「代表的な朝鮮人争議」として有名で、「多数の朝鮮人坑夫が約二十日間にわたって団結を保持し闘争したという点では画期的な争議⁶」と評価されている。

本争議に関する一次史料としては、財団法人協調会福岡出張所による「株式会社麻生商店朝鮮人鉱夫労働争議概況」(『戦時外国人強制連行関係資料集2(朝鮮人1)上』所収。以下、「争議概況」と略)が代表的なものである。麻生炭業の証言には、この争議に言及したものも少なくないので、朝鮮人坑夫の集団移入以前の出来事だが、証言と「争議概況」を突き合わせながら、麻生炭業の特徴について考えてみたい。

まず、「争議概況」により麻生炭業に属する6つの炭鉱(愛宕炭鉱のみは争議後の開坑なので、ここでは除外する)と労働者数、争議に参加した朝鮮人の数などの基本的データを示す。括弧の中は、上段が労働者数に占める朝鮮人の割合、下段が朝鮮人に占める争議参加者数の割合である。尚、争議に参加した396人は全員朝鮮人である。

表 麻生鉱業の各炭鉱と争議参加者

炭鉱名	山内	上三緒	吉隈	網分	赤坂	豆田	計
労働者数	844	841	1,435	760	762	518	5,160
内朝鮮人	230 (27%)	40 (5%)	495 (34%)	122 (16%)	179 (23%)	4 (0.1%)	1,070 (21%)
参加者数	62 (27%)	32 (80%)	163 (33%)	18 (15%)	48 (27%)	0	396 (37%)

(争議参加者には、他に上三緒炭鉱の転坑者73人が含まれる)

以上から、争議参加者は吉隈・山内・赤坂・網分炭鉱等に所属する朝鮮人で、朝鮮人参加者の割合が特に高いのは上三緒炭鉱であることが判る。同炭鉱では八割の朝鮮人が争議に参加した一方、他の炭鉱(山内・吉隈・網分・赤坂)では三割以下に止まっている。

これは上三緒炭鉱が争議の発端であるため、当時は大恐慌のおおりで、どの炭鉱も人員整理を迫られていた。麻生でも豆田・上三緒の両炭鉱が人員整理の対象となり、解雇・転坑の対象となった。上記争議参加者の表で豆田炭鉱だけに朝鮮人がいないのは、争議前に既に解雇されていたためである。続いて上三緒についても、会社側が解雇・転坑を計画している最中に計画が洩れたのが、争議の発端となった。

上三緒の転坑(これは事実上の賃下げであった)予定者224名(内朝鮮人坑夫170名)中の78名は、転坑を拒否して解雇手当・帰郷旅費支給を条件に解雇を要求、会社側はこれを呑んで解雇に応じたが、これを見た転坑対象の残りの朝鮮人も同一条件での解雇を要求、会社側はこれを黙殺したため8月15日、坑夫たちは日本石炭坑夫組合の指導の下に争議団を結成し、会社側に上記条件を含む16項目の要求書を送付、争議に入った。

坑夫たちが要求した16項目は、以下のようなものである。

- 「一、暴力的行為を以て坑夫を酷使虐待する悪習を絶対厳禁せられたし
- 二、賃金を三割値上して本年五月以前に復旧されたし
- 三、最低賃金一円制を確立されたし(現在賃金取得十銭乃至二、三十銭多く五、六十銭最多数を占むるを以て独身坑夫は恒久的借金、家族持坑夫は米塩の糧を得ることさへ困難の状態にあり)
- 四、坑内労働十時間法を厳重履行されたし(従来十時間以上十五時間の違法的長時間労働を強要され居るものなり)
- 五、傷病患者の取扱いを親切丁寧にされたし(患者に要する費用(医療費)並に扶助を節約する目的を以て医師に非ざる人事係が患者の療養を中途に拒否し暴行を加ふる事例多し)
- 六、傷害扶助料を支給すべきものには即時之を支給されたし(扶助料を支給すべき身体障碍坑夫に対して医療の打切後故意に二十日三十日の長月日之を曖昧に放任し扶助義務を履行せざる事例多し)
- 七、大納屋制度を即時撤廃されたし
- 八、永年勤続賞与支給を制定されたし(一年未滿二十日分二年未滿二十五日分三年未滿三十日分五年未滿四十五日分五年以上は一年を増す毎に十日分を増す)
- 九、解雇者には予告手当帰国旅費(弁当料を含む)を解雇と同時に支給し帰国旅費は家族にも之を及ぼされたし

- 十、電灯料金を半減せられたし
- 十一、住宅の畳は年二回表替されたし
- 十二、強制積立金を廃止されたし（必要ある場合は郵便貯金にされたし）
- 十三、重症入院患者の付添人には健康保険法規により一日八十銭の付添料を支給されたし
- 十四、検炭は坑夫の立会とされたし
- 十五、不上り賃金は坑夫の要求に応じ即時調査し賃金を支払はれたし（従来不上り賃金は無調査の儘にて放任没収さるゝ□例なり）
- 十六、上三緒坑整理に依り転坑せしめられたる鮮人坑夫は欺瞞的強制手段を以て転坑を余儀なくされたるものなるを以て当時に遡つて一応各其意思を聞き帰郷希望者には予告手当、帰郷旅費を支給されたし」（「争議概況」7-9頁）

朝鮮人坑夫たちの日頃の不満を網羅した感があるが、争議を指導した日本石炭坑夫組合主事の宮崎太郎は、次のように証言している。

「要求の主な点は、待遇改善やが、日本人坑夫と同じ条件で働かせてくれと、基本的には朝鮮人差別をするなちいうことですか。例えば坑夫扶助規則では、親指を切断したらいくらと決まっていますが、朝鮮人に限ってはそれを適用せんとかね。

朝鮮人が置かれとる納屋制度そのものを、撤廃しろということが基本的なものでね。日頃の不満が、要求事項としてどっと出て来たわけですか。」

（宮崎太郎、林（1989）、347頁）

また、宮崎は別の証言ではこうも語っている。

「60～70人集めて争議団を結成しました。（中略）内地人は争議団を編成して1週間や2週間もやっていると、だんだん切り崩されて人数が減っていくわけです。しかしこの朝鮮人争議は3日たっても、4日たっても減どころか、雪だるま式にだんだん増えて、最後には8百人近く集まりました。（中略）7、8百人ばかりいた中に3百人ばかり他の炭鉱の従業員がはいり込んでいました。（中略）要求書の10項目中の主な柱は、まず内地の労働者との差別の撤廃、旧盆に近かったものですから、郷里に帰らせて貰いたいということでした。だから、「あそこに行けば盆に返れる」「あそこに行けば内地人と同じ待遇になるんだ」と思って皆集まって来たんじゃないかと思います。」

（宮崎太郎、山田（2012）、52-53（196-197）頁）

「よそのヤマを騒がせると、そこの炭鉱主が麻生の経営者に、早くかたをつけてくれえということになるんです。とくに三菱系のヤマには朝鮮人が一番多かったから、そこが狙いじゃった。」（宮崎太郎、金賛汀『火の慟哭』、42頁）

こうして戦術的な理由から、三菱等の朝鮮人坑夫も争議に引き入れながら、参加者の数は日を追う毎に数を増していった。それでも会社側は頑として要求には応じようとしなかったが、最後には福岡県特高課長の呼びかけで、ようやく両者は交渉のテーブルにつ

き、結局9月3日、下記条件で交渉は妥結した。

- 「1 歎願書中左の四項目を承認すること。
 - 一、暴力的行為を坑夫を酷使虐待せざる様せられたし、
 - 六、障害扶助料は治療打切後可及的速に支給されたし、
 - 七、大納屋制度を徐々に会社直轄に変更されたし、
 - 九、解雇者には予告手当帰国旅費（弁当料を含む）を解雇と同時に規則に基き即時支給されたし、
- 2 争議費用として千五百円支給
- 3 解雇者に対する手当として二千五百円、外に松尾三蔵〔調停人〕名義にて五百円増額支給（総額三千円）
受領者一九〇人、一人当十六円弱
- 4 争議団員の処置

帰坑者	一三三人
解雇者	一九〇人
転坑者	七三人（転坑者は全部解雇し予告手当家族帰郷旅費等を支給す、但し前記三千円の外に支給す）
- 5 現金の授受は四日午前九時迄」（「争議概況」32-43頁）

この妥結の結果について、争議団側の宮崎（日本石炭坑夫組合）は次のように言う。

「最後まで揉めたが、争議団幹部にはここが限界だと分かったから、不満はあるが妥協したとですたい。だから勝利といえば勝利、負けたといえば負けた。炭鉱側の主張も認めざるをえんやった。／争議参加者のうち、百九人が職場復帰、上三緒炭鉱からの転坑者は七十三人、解雇者百九十一人というのが痛かったですばい。」

（宮崎太郎、林（1989）、360頁）

一方、争議に参加した黄学成（麻生赤坂炭鉱）の評価は、次の通りである。

「同胞の中で首謀者ということで、百何人かクビ切りされてね。それで帰国する坑夫もいましたが、彼らの殆んどが朝鮮までの切符を駅で清算して、大阪や東京の身内を頼って高飛びしました。中には賭博ですってんてんになった者もいましたよ。

今までは労務の奴らが、何を貴様たちと馬鹿にした態度やったが、どういうわけか気持が悪くなるほどよくなった。賃金を金券ではなく、現金支払いになってびっくりしたよ。

それと賃金の遅配がぴたっと止まるし、賃金が日本人坑夫と同じになったからね。これは、二、三年だったけどね。納屋の畳替えもあって、衛生面が非常によくなった。これも争議の成果でっしょうたい。」（黄学成、林（1989）、320頁）

「賃金を金券ではなく、現金支払いになってびっくりした」というのは、麻生はそれまで「金券」による賃金支払いだったからである。

「不況になっても困らないように何処の炭鉱も金券という、炭鉱発行の紙幣を出して、これは炭鉱切符といわれとった。麻生の鉱主の紋入りで、…これは炭鉱とか納屋の売勘場（売店とも配給所ともいう）しか通用せんので、飯塚の町では買物が出来ないのよ。売勘場の価格は、普通の店より二、三割は高いから、働いた賃金は全部炭鉱から吸い取られてしまう仕組みになっとる。」(同上、307頁)

このように、麻生朝鮮人争議が朝鮮人坑夫の待遇改善に一定程度、寄与したことは確かである。争議が解決に向かうきっかけを作った特高側（飯塚警察署特高主任）の評価は、次の通りである。

「今、私が冷静に見るに、根本的にいえば、麻生系炭鉱はひどいところで、坑夫を一方的に酷使していた点に問題があった。それを昔から压制炭鉱といったけどね。（中略）

麻生朝鮮人争議は、昭和初期の不況の総決算のようなもので、それによって、それまでの納屋制度そのものが抜本的に改革されたことは、評価出来るのではなからうかね。」

（柿山重春、林（1989）、368頁）

ただ、この争議については、次のようなマイナスの評価もある。

「残念なことに、朝鮮人坑夫のなかには、まだ、同胞労働者のはげしい闘争心と団結力をしっかりと組織し、指導することのできる、経験をもったリーダーがいなかった。…麻生炭鉱をこえて筑豊全体へと、大きな拡がりをみせようとしていた闘いの盛り上がりにくらべて、かちとられた成果はあまりにも少なかったように思われる。

争議を指導し、支援した、日本石炭坑夫組合が属した総同盟は、…日本の労働運動の潮流では右翼を代表していた。朝鮮人坑夫たちが、自分たちの戦闘性と団結力をいっそう強く組織し、闘う経験と力量をもっていたら、争議はまた別な展開と結果をみせたかと思われるのである。」（前掲金『火の慟哭』77頁）

しかし、争議を指導したのが日本石炭坑夫組合だったからこそ、警察（特高）によるあからさまな弾圧の対象にならなかったというのも、また一面の事実である。同組合の宮崎はこう言っている。

「この争議が共産党が指導する全協がやっていたら、恐らく初日から弾圧されて潰されとりまっしょうたい。それでも私たち日本石炭坑夫組合の幹部は、何時も飯塚署に呼びだされて争議の状況を聞かれたり、しゃつ中のこと特高が様子を見に来たからね。考え方によっては、日本石炭坑夫組合が指導しているということで、安心感は持ったかもしれんですな。弾圧して私たちがもし手を引いてしまうと、朝鮮人だけではどんな事態に発展するか分かったもんじゃなか。対応を誤ると、大変な朝鮮人暴動に発展するとね。（中略）

一挙に弾圧しなかったのは、そうした治安上の面もあったのではなからうかね。後で特高に聞いたんやが、朝鮮人の労働争議は日本でははじめてのことなので、今潰してしまわないと全国に広がる心配があるから、軍隊と憲兵を投入しようと検討したというからね。」

(宮崎太郎、林(1989)、354-355頁)

特高の側でも同様に、次のように述べている。

「全体的にいえることは、思想関係があまりなかったことで安心した。(中略)

村上という団長などを見ても、あまり飛び出たのはいなかった。(中略) 要は争議団員は朝鮮人であっても、指導したのは宮崎君や立石君たち日本石炭坑夫組合だから、考え方によっては安心した一面はあったよね。」(柿山重春、林(1989)、367頁)

このように、麻生朝鮮人争議は「思想関係があまりなかった」、つまり共産主義・社会主義運動と見なされなかったからこそ、運動として成功したという一面もあるようだ。

一方で、争議の結果、様々な面で朝鮮人坑夫の待遇が改善され(賃金が「現金払い」になり、「遅配」がなくなったこと、畳替えなど衛生面の改善が見られたこと、「賃金が日本人坑夫と同一になった」こと)は、たとえ一時的なものだったにしろ、目に見える成果と言えるだろう。

その意味で、下記の評価などはバランスの取れたもののように、筆者には感じられる。

「要求16項目のうち暴力行為の厳禁、傷害扶助料の即時支給、解雇手当等の即時支給が認められたのみで、賃金3割値上げなどは認められず、264名が解雇された(うち191名は争議参加による不都合解雇)⁷。このように争議は要求条件からみれば敗北に終わったとってよいが、朝鮮人のみで20日間におよぶ争議を維持し、かつ暴力行為の厳禁を明確にした意義は大きい。」(荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』404頁)

また、周辺の炭鉱に与えた影響も少なくない。黄学成はこう言っている。

「三菱炭鉱では麻生争議にこりて、これから朝鮮人は絶対に使わない方針だといって、新規採用を止めましたからね。」(黄学成、林(1989)、320頁)

上記証言の傍証となるのは、三菱鯉田炭鉱では麻生争議の勃発した昭和7年8月現在で約600人いた朝鮮人坑夫が、翌8年6月には330人に減少した事実で、その原因は「麻生炭鉱ニ発生セル鮮人ノ労働争議ニ鑑ミ、爾来坑夫ノ採用ニ就テハ殆ンド内地人ヲ以テシ」とされている⁸。

集団移入の開始(募集期)

集団移入が開始されて以降の、麻生の募集について具体的に証言したものとしては、次のようなものがある。

「昭和十二年三月、私は、朝鮮に十年ちよっといたので、朝鮮語が話せるということを買われて、麻生炭鉱の労務にスカウトされました。／そのころ、麻生系炭鉱の従業員は

一万人を越え、そのうち朝鮮人を二千数百人ばかり使っていました。(中略)

私が労務係になった頃は、炭鉱の労務政策の転換期で、それ以前から続けて来た納屋制度を改革して、新しい労務管理が必要となりました。親分子分のヤクザ的な関係では、どうにもやっていけなくなったこともあってね。」(野見山巍、林(1989)、389頁)

これは、昭和7年の麻生朝鮮人争議の影響だろう。以下は、上記証言の続きである。

「日中戦争の勃発で、…現場の熟練坑夫がどっと応召されて穴が開いてしまった。朝鮮内での労働力は、炭鉱としては無視出来ないほど重要になって来ました。

私为中心になって、南朝鮮の各道各郡の労働者の確保がどれだけ可能か、地図に数字を書き込んで行きました。それを叩き台にして、労務対策会議を開いて研究討議しました。入社した秋、私の提案で労務課長を連れて、朝鮮南部の農村地帯を現地調査しました。(中略) 何処の農村に行っても失業者が多く、農家の二、三男は日雇い夫として働き、マッカリばかり飲んでその日暮らしをしていました。(中略) 募集する時は、面巡査を利用すれば確実に集まると、今までの経験で分かりました。

この時の実態調査が、それから二年後に始まった強制連行の際に思わぬ効果を上げ、麻生系の炭鉱は非常にスムーズに朝鮮人労働者を集めることが出来ました。

朝鮮に募集に行く前、麻生本社の京城出張所の駐在員が、総督府にコネをつけて一番条件のいい地域を指定してもらいました。(中略)

道庁の社会課から、郡庁へ、郡庁から面事務所へと人数が割り当てられました。郡庁に頼んだだけで、うちの炭鉱は容易に募集が集まりました。

最初の頃は慶尚北道と全羅南道の農村地帯でした。当時、朝鮮は何処へ行っても失業者ばかりで、希望者が殺到して断わるのに苦労しました。」(同上、389-392頁)

これが、昭和14年末から始まった朝鮮人集団移入(募集期)の実態である。以下も同一人物(野見山巍)の証言だが、証言時期の異なる別の証言である。

「募集をするには、朝鮮総督府に年間に必要な労働力数を申告します。すると、総督府は各道の実情を勘案して全羅南道に行ってくれとか、慶尚北道にいくれと割当があります。道庁が郡を割当てます。郡が面に割り当てます。

麻生は慶尚北道と慶尚南道からたくさん労務者をいただいとるですよ。(中略)

人集めは面の社会課と駐在所がやってくれます。駐在所が身元調べをしてくれます。旅館にいて晩の9時頃電話が面からかかってきて、これから打ち合わせに行くといってくれば、いやらしいけれど、飲ませないわけには行きません。

最初募集が始まって2年目、3年目あたりまでは「どうぞ連れて行ってください」と、多くの人が旅館に押しかけてきました。最初の募集人数は2、3百人だったでしょう。面で簡単な健康診断をして面の戸籍を調べて名簿をこしらえて、そのうち1通は渡航を許可するという地元の郡の警察署長の判子がいるのです。

郡で朝鮮人を受け取りました。郡庁に朝鮮人が勢ぞろいして壮行会のようなものを開きます。郡長や警察署長から「今非常時で石炭が一番必要だから、頑張ってください」といった

話しがあります。それから今度はトラックに載せられていく人々を手を叩いて送りました。」
(野見山巍・山田昭次編 (2012))

前稿で高松炭鉱の募集期の光景として、沈石万が郷里を立つときに「万歳」三唱で見送られたという証言を紹介したが⁹、上記の証言は、このような光景が当時は普通だったことを裏書きするものだろう。

「無理矢理」「むちゃくちゃ」に連行したのか？（官斡旋期・徴用期）

しかし、大東亜戦争が始まり、官斡旋期になると募集は困難となり、麻生の募集担当者の証言にも変化が現れる。次は、その一例である。

「最初の募集の頃と、後期の徴用の時代になると、強制連行の内容が全く違って来たからね。昭和十五、六年頃までは、内地へ行きさえすればどうにかなるという野心家がおって、募集を利用して来てからすぐ逃亡するケースが多かった。／それは朝鮮で生活出来ないという、良心的なものだったからね。

それが強制的に無理矢理に引っ張って来ると、非常に内部的に抵抗が強くなった。寮の周囲に板塀があったところで、人間が一端逃げようと思えば、あれくらいの障害なんか平気なものでね。刑務所とか監獄と違ってわけではない。

こっちの炭鉱に来ると、そこの朝鮮人寮の中には、親戚とか同郷の者が必ずおるからね。

外の炭鉱とか工事現場なんか、何処が金になるとかならんとか詳しいからね。いろんな誘いもかかって来る。あるいは大阪辺りの親戚に行こうとか、すぐ打合せて逃亡するから油断がならんやった。」(柿山重春、林 (1989)、372頁)

この「強制的に無理矢理に引っ張って来る」というのは、具体的にはどういうことを意味しているのだろうか。募集期には「壮行会」を開いて、「拍手」で見送ったという前掲野見山も、次のように証言する。

「問題もなく募集出来たのは最初の二年だけで、昭和十六年から大東亜戦争になるとたちまち募集難に陥って、坑夫募集のポスターをいろんなところに張りました。もう、面の中に、炭鉱に連れて行くような男がいなくなりましてね。いよいよ募集が困難になりました。」

第一、炭鉱の危険性を知っているから敬遠されて、外の軍需工場に行きたがってね。

最後には南朝鮮の募集が不可能になって、黄海道方面まで行って、無茶苦茶に引っ張って来ました。昭和十九年の終わりの百人が最後でした。」(野見山巍、林 (1989)、392頁)

ここにも「無茶苦茶に引っ張って来ました」という証言が現れる。麻生赤坂炭鉱に「強制連行」されたという文有烈は、次のように証言する。

「昭和18年の旧正月の晩ご飯を食べているとき、面役人と警察官が家を取り囲んでうち

を捕まえたのです。それで仕方なく面に行ったのです。その場で50人くらいトラックに乗せました。」(文有烈、山田(2012)、(208)41頁)

「ちょうど二十六歳の時に結婚して、明後日が大晦日という凍りつくような寒い夜でした。家族で粟のおかゆをすすっていると、大勢の足音が近づいて家の前でぴたりと止まった。

突然、「ナオラ(出て来い!)」と、呼ぶ声がした。／その頃は、毎日のように面の若い働き手が徴用されて、日本へ連れて行かれていたので、私はその声は何であるか一瞬に事態を悟りました。／「文、ちょっと一緒に来い」と、面巡査が横柄な態度でいいました。あんまり突然のことで、私はもううろろするばかり。(中略)「早う立たんか、男の癖にめそめそするな!」／巡査は大声で叫ぶと、私を家の外に突き出したんです。

同じ面の三十四人は、面事務所の広場へ集められた。(中略)私たちは迎えのトラックに積み込まれて順天へと送られた。」(文有烈、林(1989)、405-406頁)

ここには、「万歳」三唱で見送られたという募集期とは、全く異なった光景がある。しかし、この文有烈が捕えられる場面に登場するのは、面役人と面巡査(共に朝鮮人)だけである。この証言が事実であるとすれば、何故彼らはこのような手荒な真似をしたのだろうか。同じ赤坂炭鉱の寮長をしていた持田次男の以下の証言は、その理由を幾分なりとも説明しているように思われる。

「昭和十八年の終わりから十九年にかけて、わしは朝鮮まで何回も強制連行に行った。(中略)／朝鮮総督府の許可をもらって指定された募集地域へ行くが、炭鉱で採炭出来るような若い労働者はもう一人もいなかった。(中略)

私たちが面事務所の役人と部落に行くと、男であれば青年も老人もみんな深い山に隠れてしまって、部落の中はすっからかんだ。／金持ちの家へ行くと、金をくれてうちだけはこらえてくれと頼まれた。危険を犯して朝鮮に行く以上、何か役得がないと行けるわけがない。小遣いがほしいので、わざと裕福そうな家をねらう。そうした家は見て見ぬりをしてやった。(中略)

農村に一週間滞在して、一人も集まらないこともあった。その時は警察とか面長に賄賂を使うか、近くの町の料理屋に招待して、酒と女攻めで目的を達するしかない。彼らは一度甘い汁を吸うとつけ上がり、「もう一人もおらんよ」ととぼけて、いい返事をしない。われわれは決まった人数を募集しないと、炭鉱からは文句をいわれる。」

(持田次男、林(1989)、425頁)

高松炭鉱では「朝鮮募集三年やれば家が建つと、炭鉱内ではもっぱらの評判」だったというが、これを見ると、持田自身が「役得」目当てにかなり「あこぎ」な真似をしていたことが判明する。それはともかく、持田は続けて次のように証言している。

「一番効果的な方法は、朝鮮で元巡査をしていた偉いのを使うことだった。彼らを連れて行くと、面の巡査に何日までに何人集めて来いと、怒鳴りつけるからすぐ集まる。

当時、朝鮮で巡査をしている人間は、実のところロクな奴はおらんやった。(中略)嫌

であっても募集が絶対命令なので、面の巡査に頼まざるをえない。」(同上、425-427頁)

前掲の文有烈を怒鳴りつけた「面巡査」も、事実とすれば、恐らくはこのような方法で強圧的に集めたものと思われる。では、面の巡査に同行していた「面役人」の役割は何だったのか。再び、持田の証言を引用する。

「お役所というのは、上からの権力に弱いのでそれを利用するしかない。上から強いとされると、ころっと態度を変えてしまう。結局、面長とか巡査に金を使うよりも、部長などのトップに働きかけたほうが有利だった。京城の主張所の募集担当者は、常にその工作をしていた。

面の募集係と一緒に募集に行くと、何処の家に誰がいるかをちゃんと知っている。今まで一人もおらんととぼけていたことが、全く嘘だったことが後で分かる。

朝鮮語でぺらぺら話しているので、わしには何をいっているのか分からない。少し話せる労務係がいたので、何を話しているのかと聞いた。すると彼がいうには、「とにかく行くだけは行ってくれ。面の割り当てを供出しないと大変だ。いわれた通り人数を揃えるだけで、途中でお前が逃げて帰ろうと構わん。うまく逃げればお前の得じゃないか。逃げて帰っても俺たちは知らん顔をしているから、とにかく顔を立ててくれ」とね。それを聞いてわしはカッとして、その募集係を殴り倒したことがある。」(同上、427頁)

面巡査に同行していた面の募集係は、上記のようなことを文有烈にも言っていた可能性がある。つまり、「面の割り当てを供出」するための人数集めだけが目的で、そのために面巡査が怒鳴りつけ、一方面役人は「途中で逃げて帰ろうと構わん」「とにかく顔を立ててくれ」と懇願して、脅しすかしで引きたてた可能性がある。文は「強制連行」を強調するために、前者(面巡査の脅し)の役割のみを強調し、面役人(募集係)の役割には言及しなかったのだろう。

このように、単なる数合わせのための募集は、とかく形式的なものになりがちで、高松炭鉱の場合も「労務係としては、人数だけ揃えて帰れば責任が果せるので、よかよかですませてしまう」という証言があったが、官斡旋期にはそういう募集の実態があったのだろう。但し、それがどれだけ一般的なものだったのか、或いは特殊な例外だったのかということまでは判らない。

では、次のような証言はどうか。

「最後には、南朝鮮で募集が不可能になって、北朝鮮の黄海道まで行ってむちゃくちゃに引張ってきました。昭和十九年の終わりの百人が最後でした。」

(野見山巍、林(1989)、392頁)

「募集に行った最後は昭和19〔1944〕年6月です。1回の募集人員はたいがい百名ですが、18年から19年頃あたりでは割当数の70%よりはいた程度でしょうね。戦争末期には黄海道や平安南道、咸鏡南道など北の方が割り当てられました。」

(野見山巍、山田(2012)、(192)57頁)

この二つの証言は同一人物によるものだが、「募集に行った最後」の時期が微妙に異なる。一方は「昭和十九年の終わり」、もう一方は「昭和19年6月」である。前者とすれば既に徴用期(昭和19年9月以降)に入っているし、後者とすれば「官斡旋」の最終局面である。

ところで、最初の証言にある「むちゃくちゃに引っ張ってきました」というのは、何を意味するのだろうか。徴用期の話であれば、徴用は当然法的強制力を伴うから、「むちゃくちゃに引っ張ってきました」というのは、個人の意志に反して強制的に連行した、という意味にも取れる。

しかし、それなら既に日本人には徴用令が適用されて、「白紙」で強引に引っ張られていたのだから、日本人と変らないことになる。「むちゃくちゃに」と言ったところで、戦時下の徴用を大げさに言っただけのことかもしれない。

麻生赤坂炭鉱の寮長だった持田次男は、もっと極端なことを言っている。

「そのうち農村にも人間がいなくなって、町のほうで探すようになった。町になると警察に頼まないと動けなかった。風呂場とか市場、映画館には比較的若い者が集まるので、出て来る者を片っ端から強制連行した。どんな方法でも、叩いてでも構わず連行した。(中略)

昭和十九年の終わりになると、事実上、朝鮮募集はストップした。募集が困難になると、契約満期を延長するしかない。寮長としては、あの手この手で脅したりすかしたりして、帰国を思いとどまらせることに心を砕いた。(持田次男、林(1989)、427頁)

これは、高松炭鉱の証言にあった「兎狩り」を連想させる極端な事例だが、高松炭鉱と同様のことが言える。「どんな方法でも、叩いてでも構わず連行した」というが、そういう「証言」はあってもそれを立証する傍証がない。従って、これを事実と見做すには、余程慎重でなければならない。

賃金・賃金差別

賃金の問題は、麻生朝鮮人争議の一つの原因となったものだが、既に昭和3年の時点で、「日給で比較すると、当時もっとも多数の朝鮮人坑夫を雇用していた三菱系炭鉱で最も高く、これに次ぐ数の朝鮮人坑夫を雇用していた麻生系炭鉱ではその七割程度」¹⁰という状況だった。

ここでは、改めて争議直前(昭和7年7月末)の麻生炭業並びに周辺炭鉱の賃金(月収)を比較する。(表1参照)

表1 争議直前(昭和7年7月末)の麻生炭業及び周辺炭鉱の賃金(月収)比較

会社(炭鉱)別	麻生	三菱鯉田	三井山野	住友忠隈
最高	25.00円	42.40円	46.30円	44.20円
最低	13.00円	23.40円	23.50円	23.50円
平均	20.00円	37.50円	38.30円	32.70円

(「争議概況」37-38頁)

この賃金データは朝鮮人と日本人を区別していないが、これを見ると麻生の平均賃金は周辺炭鉱の平均賃金の5割か6割程度しかなく、非常に低く抑えられていることは一目瞭然である。「以上見らるゝが如き待遇状態にして今回の争議を以て偶発的に非らずとの評ある所以ならん」(「争議概況」38頁)とある通りである。

それでは、争議後の賃金はどうか。

周辺の炭鉱と比較できるデータが2種類ある。一つは、昭和10年(1935)前半(1月～6月)の各社の鉱夫一人当りの平均日収のデータである。(表2参照)

表2 争議後(昭和10年1～6月)の麻生鉱業及び周辺炭鉱の賃金(日収)比較

会社別	麻生	三菱	三井	貝島
平均	1.447円	1.683円	2.067円	1.779円

(山田昭次「朝鮮人強制労働の歴史的前提—筑豊炭田を主な事例として」、『在日朝鮮人史研究』17号所収55頁、第10表のC「筑豊腫瘍炭鉱鉱夫1人当り平均賃金(1935年前半)」より筆写作成)

この賃金データも、朝鮮人と日本人を区別していないが、最高額の三井(2.067円)に対して、麻生(1.447円)は7割の日収しかない。三菱や貝島等に比べても明らかに低く、争議が賃金に影響を与えたようには見えない¹¹⁾。

二つ目のデータは、朝鮮人坑夫に限定したデータである。前掲「半島人労務者二関スル調査報告」により、昭和15年段階の朝鮮人坑夫の賃金(平均一ヵ月の実収入)を、麻生並びに周辺炭鉱で比較してみよう。(表3参照)

表3 炭鉱別朝鮮人坑夫の賃金(平均一ヵ月の実収入)比較(空欄はデータなし、単位:円)

	麻生	沖ノ山	東見初	高松	飯塚	先戸	吉隈	豊国	山野
最高		160			102.65			120.00	88.17
最低		60			5.30			59.00	2.66
平均	72		86.71	78.29	76.10	77.10	50.61	65.61	40.0

(「半島人労務者二関スル調査報告」昭和15年、195-260頁)

以上のデータは各炭鉱の自己申告によるもので、必ずしも厳密な比較は出来ないが、周辺炭鉱に比べて麻生だけが極端に低いという印象は受けない。

以下、麻生関係者の証言である。

「私は会社のいうとおりによく働き、昭和17〔1942〕年に辞令をもらって特待坑員だったのです。普通朝鮮から連れてきたものには麻生は日給2円から1円80銭しかくれなかったですよ。私は麻生の最高給料で8円20銭でした。所持持ちは普通4円から5円、独身者が3円から3円50銭、連行されてきたものは当初1円80銭から2円ぐらいでした。」

(黄学成、山田(2012)、35-36(213-214)頁)

この黄学成は昭和3年から麻生赤坂炭鉱で働いている古参の坑夫で、集団移入してきた

朝鮮人の指導を任され、特別待遇されていた。同人による別の証言でも、同様の自慢をしている。

「一九四一年にわしは一番先に特待鉱員になって腕と帽子に一本筋が入り、一九四三年には二本、一九四四年には三本筋の部隊長になった。三本筋は日本人が二人、朝鮮人が二人だった。朝鮮人坑夫の中では最高責任者で、一般の朝鮮人の先山坑夫が三円の時に、わしは八円二十銭、ボーナスを二十円もらった。／一本筋になった時、採鉱課長の隣の両班社宅をもらった。六畳が二間、四畳半が二間、三畳の炊事場があった。(中略)

朝鮮から来たばかりの者は、全く採炭の仕事ははじめてで、わしたち「責任」が指導してすぐに仕事を憶えさせた。(中略)

特待鉱員になると勤務は比較的自由で、もっぱら技術的な指導をすればよかった。」

(黄学成、林(1989)、324-325頁)

従って、「特待鉱員」であった黄の賃金は比較には適当でないが、ここには「普通朝鮮から連れてきたものには麻生は日給2円から1円80銭しかくれなかった」「一般の朝鮮人の先山坑夫が三円」という2種類の金額が示されている。時期ははっきりしないが、前者の「日給2円から1円80銭」というのは、一つの目安になるかもしれない。というのは、昭和18年に同じ麻生赤坂炭鉱に入山した文有烈も、同様の証言をしているからである。

「麻生赤坂炭鉱の賃金は安いと評判になって、他の高い炭鉱へ脱走する人が増えた。一日二円だったが、休みがあるのでその分賃金は少なかった。」(文有烈、林(1981)、122頁)

「赤坂炭鉱の賃金は安いので、他の炭鉱へ脱走する人が増えた。一日二円平均だったが、一ヵ月二十二、三方なので合計するとぐっと少なくなる。」

(文有烈、林(1989)、410頁)

ここから二つのことが言えるだろう。一つは、昭和18年時点で麻生赤坂炭鉱の朝鮮人坑夫の賃金は「一日二円平均」だったこと、これは前掲黄の「日給2円から1円80銭」に合致する。もう一つは、「赤坂炭鉱の賃金は安い」という理由で、他の炭鉱に逃亡する坑夫が多かったということである。

一日2円として一ヵ月22～23日の稼働だと、月収は45円程度にしかならない。昭和15年時点で赤坂炭鉱の朝鮮人鉱夫の平均月収72円、という前掲表3の数字と合わないが、黄学成や文有烈の証言に信憑性があるとするれば、やはり麻生は他の周辺炭鉱に比べるとかなり賃金が低いことになる。低くなければ賃金が安いことを理由に「脱走する人が増えた」ということにはならないだろうから、麻生はかなり水増しして報告していた可能性がある。

もう一点、朝鮮人と日本人の賃金差別だが、これについても次のような証言がある。

「日本人と朝鮮人の賃金がこれまたひどくて、日本人が平均三円だとすると二円五十銭やった。」(黄学成、林(1989)、328頁)

「日本人と朝鮮人の賃金がこれまたひどくてね、日本人が三円の時、二円二十銭でした。

同じ人間で、しかも日本人以上によく働いても朝鮮人は差別されたよね。」

(黄学成、林 (1981)、160頁)

この証言は、ソースは同じものだが、額に違いがある。日本人3円に対して、朝鮮人は一方は2円50銭、もう一方は2円20銭である。どちらが元々黄の証言した額だったのかは、判らない¹²。林の「証言記録」には、こういった数字の改竄と思われる箇所が散見されるので、不用意に信じることは危険である。

しかし、日本人3円に対して朝鮮人2円50銭なら8割、2円20銭でも7割ということになり、この程度の違いは「差別」というより、高松炭鉱でもそうであったように作業能率(歩合・按分率)の差からきた可能性がある。未熟練坑夫が圧倒的に多かった朝鮮人戦時労働者の賃金が、熟練坑夫の多かった日本人に比して相対的に安くなる傾向があったのは、どこの炭鉱でも同じであり、民族的な賃金差別が原因ではなく、たんなる熟練度の差が現れた可能性が高い。

食料事情

次に、食糧事情についての証言を検討する。麻生関係者の食糧事情に関する証言は、労使双方で非常に異なっている。

まず、坑夫側の証言から紹介する。

「来たら、はじめ10日ぐらいいは何でも食べさせるので、良かったです。汁もおいしくて、たっぷりあったし、どんぶりで腹が減らないくらいあったしね。(中略)

仕事を始めてからご飯が少なくなりました。」(文有烈、山田 (2012)、(208) 41頁)

「赤坂炭鉱に着いて一週間は、白米の飯を腹いっぱい食べさせるので、炭鉱というところはどうしてこんなよかところかと喜びました。(中略)

たまに出る米飯は、私の顔が映るくらいの水っぽい雑炊でね。口の中を含んでも水ばかりで、米粒が僅かに残る程度で食べた気がせんやった。後は大豆粕と麦を混ぜたもので、体力を使う割に粗末な食事でね。(中略)「飯が少いからもっと食べさせてください。腹が減って採炭が出来ないです」と訴えても、お前たちに食べさせる米がないと怒鳴られるだけ。実際にはマル炭とか増産米いうて入坑した者には特別に米の配給があるばって、労務がピンはねして食べさせんやったけね。」(文有烈、林 (1989)、407-408頁)

この二つは、同一人による異なる二つの証言だが、二つのことを主張している。一つは、入山当初は「白米の飯を腹いっぱい食べさせる」が、しばらくすると「水っぽい雑炊」「大豆粕と麦を混ぜた…粗末な食事」に変わったということ。もう一つは、入坑した者に出る増産米を「労務がピンはね」して、坑夫には食べさせなかったという点である。

これに対して、同じ赤坂炭鉱の寮長をしていた持田次男の証言は異なる。

「わしの寮では、大出し日には握り飯を食べさせた。ひもじい思いはさせたことはない。カボチャやサツマ芋を煮たのを与えて、食物は他の炭鉱に比べると豊富だった。彼らに、

満腹するまで食べさせると限りがない。体力があって重労働に耐えるが、一升飯を食べるのがザラで、しまいには腹が立ってくる。」(持田次男、林(1989)、429頁)

この寮長は「ひもじい思いはさせたことがない」というが、「腹が減って採炭が出来ないです」と訴えた前掲の坑夫側の証言とは異なっている。また、持田自身、「彼らに、満腹するまで食べさせると限りがない」「一升飯を食べるのがザラで、しまいには腹が立ってくる」と、朝鮮人坑夫の「大食い」を非難するようなことを言っているが、これは雑穀米が主食だった関係で「大食い」が習慣となっており、採炭作業という重労働に従事する必要からも「大食い」にならざるを得ない、朝鮮人への理解を欠いた言動というべきだろう。

赤坂炭鉱の請願巡査(炭鉱が県に請願して配置する私設巡査)だった松藤要吉も、以下に見える如く同様の指摘をしているが、労務が食料調達に走り回った高松炭坑とは、大分状況が異なるようである。

「朝鮮人坑夫は体が頑丈でよく働くが、一升飯を食べる大食漢がざらにおったからね。たまりかねた納屋の頭領が、「お前たちは牛や馬のごと大飯を喰うてから、もうここにおらんでいいから朝鮮へ帰れ!」というほどでした。」(松藤要吉、林(1989)、402頁)

文有烈は、麻生の労務が増産米を「ピンはね」する話をしてしたが、持田はまた別の「ピンはね」を証言している。

「恥しい話だが、当時の炭鉱では逃亡した寮生の分まで特配をもらった。四百人寮生がいて、五十人逃亡したとすると、その五十人分は余分として残る。余得といっでは何だが、寮長の権限で山分けさせた。警察は、寮でピンはねすることを知っているからね。配給日になると、用事がないのに朝から寮に来て遊び、帰りには米、酒、煙草をせがんで持って帰った。飯塚警察署の特高も取り締まりだといってやって来ては、いろいろいちゃもんをつけては持って行った。憲兵隊飯塚分遣隊の憲兵が、サイドカーに乗って来ると、酒などをくすねて行くしね。労務課の連中は、物をもらうのは当然と思っていた。寮に配給する前に、すでにピンはねしているから二重に搾取をしたことになる。わしのとこなんか、食糧事情が悪うなっても米に不自由したことはないし、兄弟のところなんかに分けてやって喜ばれた。」(持田次男、林(1989)、429頁)

これは事実とすれば、かなり悪質の「ピンはね」である。「特配」というのは、先述の入坑した坑夫のための「増産米」以外に、酒・煙草の特配も含まれるのだろう。持田はその特配を「逃亡した寮生の分まで」せしめ、「余得」として「寮長の権限で山分けさせた」というのである。それも、朝鮮人坑夫の間で「山分け」したというのではなく、この文脈だと寮長や「労務課の連中」で「山分け」したと思しく、その前に警察(特高)や憲兵がくすねて行くから、「二重に搾取をしたことになる」と白状している。だから持田は、「食料事情が悪うなっても米に不自由したことはない」し、持田の兄弟にもそのお裾分けをして喜ばれた、と証言しているのである¹³。

以上のことは、「恥かしい話だが」と前置きして語っていることから、これを証言した

戦後の時点では少しは反省しているのかもしれないが、少なくとも不正を働いた当時は、自分の行為を恥じる意識は豪末もなかったのではないか。上記の証言も、何やら自慢話めいて聞こえる。

同時期（昭和17年）に高松炭鉱の興梠所長が、要路に対して次のように提言しているのと比較する時、その意識の差には驚かされるのである。

「半島人に対する食物の量の問題は極めて深刻である。彼等の従来の主食物が仮令粟や小豆等の雑穀であつたにしろ、彼等の一日の食糧の分量は一般に云はれて居る如く一升飯を喰つて居た事は事実である。（中略）彼等の一升飯は半島に於ける粗食の為めに起つた習慣である事は事実である。（中略）然し此大食の習慣を除き政府が企図する如く一人一日五合の食糧に到達せしむる為めには十分の食事訓練を為しても尚ほ且数ヶ月間を要するであらう。若しも茲に食事訓練が完成せぬ内に腹一杯喰はせて呉れる処があるならば彼等の動向は明瞭である。

彼等の逃亡を、或は移動を力に依つて、或は慰撫に依つて又は精神訓練に依つて止めると云ふ事は可なり困難な事である。（中略）食料の問題を中心にして僅かの事から紛擾が現に屢々起つて居る。（中略）十分喰へねば十分働かぬ迄である、と云ふ労働者の気持も亦実際である。之れは唯に半島人のみの問題ではない、今日の能率減退の一つは慥に之れである。（中略）石炭がそれ程重要なものであるならば何故もつてこんな仕事に従事して居る者に対して待遇を考慮して貰へないだらうかと考へないであらうか。」

（興梠友兼述「石炭生産確保対策」、『石炭研究資料叢書』27、177-178頁）

逃亡対策・外出の自由

逃亡対策については、麻生の証言にも高松炭鉱と同じような話が出てくる。

「寮の周囲には、高さ三メートルもある板塀があつて、鉄条網が張られとつた。逃亡防止のためか、窓は高いところにあつて、寮の中央には総ガラス張りの監視塔が建つていました。」（文有烈、林（1981）、120頁）

「寮の周囲には、高さ三メートルもある板塀があつて、無気味な鉄条網が張られとつた。そこに何万ボルトの電流が通してあるから、触ると即死すると脅されたからね。

寮の中央には、総ガラス張りの監視塔が建つていました。」（文有烈、林（1989）、407頁）

「何万ボルトの電流が通してあるから、触ると即死すると脅された」というのは、高松炭鉱の沈証言と同じである。しかも、高松炭鉱の水上舎監と同じように、それを取り壊したという証言もあるが、後述するのでここでは触れない。

外出の自由については、同じ文有烈が次のように証言している。

「募集の時、三カ月すると外出自由といつとつたが嘘ばかり。入山後一年三カ月しないと外出を許可しなかつたよ。最初の外出の時、ボタ山で石炭を拾って精米所へ持って行った。石炭と米糠を交換してもらった。」（文有烈、林（1981）、121-122頁）

「麗水の倉庫での説明では、三カ月すると外出自由といつとった。それは嘘ばかりで、入山後一年三カ月しないと外出を許可しなかったよ。」(文有烈、林(1989)、408頁)

この二つの証言は同じものだが、「三カ月」というのは訓練期間中のことだろう。訓練が終われば「外出自由」と募集の時には言っていたのに、それは「嘘」で、一年後にやっと外出を許可したというのだが、これを見ると、麻生は契約が満期となった者(麻生の契約は一年であった)には「外出の自由」を認めていたことが判る。

「外出の自由」がなかったということではない。現に文有烈は外出の機会を利用して、逃亡に成功している。

「模範坑夫だった私は、一カ月に一度の外出許可が認められていたので、脱走のチャンスはいくらでもあった。／その頃、飯塚市近くの朝鮮人経営の飯場で、土方を募集しているという噂を聞いて、炭鉱よりは少しはましだろうと思って脱走しました。(中略)

背中から腕にかけて、上半身入墨を彫った大男の頭領が出て来ると、「お前はよう来てくれたの一。どうせ炭鉱からの脱走組じゃろう。炭鉱の労務なんか心配するな。俺がおる以上、奴らには指一本触れさせん」／胸をぽんと叩いていいましようが、入墨を見るとその親方を信じる気持ちになってね。

そのうち飯場では、いつのまにか赤坂炭鉱から逃走して来た者が十五人になった。」

(文有烈、林(1989)、414頁)

朝鮮独立運動との関係

前述した昭和7年の麻生朝鮮人争議では、「思想関係があまりなかった」とする警察(特高)の見方を紹介したが、水面下ではそういう動きが、実際にあったという証言もある。

「赤坂炭鉱の近くに朴東雲という男が住んでいた。…東京の私立大学を出て朝鮮独立運動にのめり込んで京城を終れ、…炭鉱の労務は、「あのアカの奴とつき合うたらいい」といつとったが、手紙を書いてもらったりいろんな相談をした。(中略)

炭鉱としては朴東雲が外部に住んでいることと、朝鮮人坑夫のためになっているので追放することも出来ん。(中略) 代表が何人かで赤坂アリラン部落の朴東雲のところへ相談に行った。／「お前たちは、…朝鮮民族の置かれている立場を考えて、植民地から解放するにはどうしたらいいか、これからは政治学習をせんといかん。俺は社会民衆党の直方市会議員の歯医者岡本さんを知っているから、一度、日本石炭坑夫組合の立石さんを紹介してもらって会ったらどうか。(中略)」／そういつて、岡本さんを知り、彼が三菱新入の立石利男を紹介してくれた。(中略)／…日本語の勉強ということで学習会が始まったのは、麻生朝鮮人争議二カ月前の六月の中旬やった。

朴東雲の学習会が始まったと聞くと、…毎夜四十人が集まって来たですばい。(中略)／朝鮮の歴史を朴東雲がびっしり教えて、立石利男が労働問題と政治学習をやって、労務が肝を潰すようなことをいうから、わたしたちは面白うてたまらん。(中略)

わたしたちが勉強することは、炭鉱にとっては非常に悪いことらしか。二十日目には、

務と請願巡査が来て、「炭鉱人間が学問するとロクなことはなか。納屋を使うことは出来んから止めろ」と、閉鎖された。」(黄学成、林(1989)、309-310頁)

表面にこそ現れなかったが、こうした水面下の動きはその後も続いていたようで、寮長の持田も次のように証言している。

「そのうちどうもおかしいことが起こった。

事故でもないのに集団でどっと逃亡して、捕まえて帰って徹底してしごと、金と安の二人が扇動していることが分かった。朝鮮から強制連行して来て以来、労務では二人を不穏分子とマークしていた。中学卒業したインテリで、何時も不満ばかりいって扇動していた。それが表面に出ないから、ずっと泳がせていた。

特高に相談すると、「朝鮮独立運動の組織のメンバーか、それとも抗日抵抗運動のメンバーかもしれないから、二人の行動を監視しろ。確実な証拠が上がった時に逮捕して芋づる式に組織を検挙しよう。毎日の行動を報告するように」といった。

逃亡を扇動した確証が掴めたと特高に報告した。どれだけ吐くか分からないが、ちょっと手ひどくやれとわしに指示があった。／二人を別々の部屋に入れて、朝鮮人労務助手に木刀で一時間ばかり続けて叩かせた。死ぬような目に遭わせても二人は平然として、やらせているこっちのほうが気味が悪くなった。(中略)寮の中にどうい地下組織があるのか、証拠は全く掴めなかった。それ以後も二人の存在は、わしにとっては無気味だった。

赤坂炭鉱の近くのアリラン部落に朴東雲という男がいて、…その朴東雲は麻生朝鮮人争議の黒幕だともいわれ、それ以後も寮生たちが手紙などを書いてもらっていたが、…金と安と朴東雲がどうい思想的な関係なのか、それはわしには分からなかった。」

(持田次男、林(1989)、431-432頁)

朴東雲を中心とした地下組織があり、麻生にも潜入していたことを示唆する証言だが、麻生の場合は『特高月報』にもそれといった記述は見当らない¹⁴。ただ、持田によれば、昭和19年の秋に起こったストライキは、彼等の扇動で起ったものであるという。

「昭和十九年の秋、赤坂炭鉱のわしの寮で大事件が起こった。(中略)労務事務所まで行くと、ガラスは全部叩き割られ、机も書類も建物の外に全部放り出されていた。(中略)そこへ飯塚署の警官が約三十人、トラックに乗って応援に来た。

特高が建物の陰から出て来ると、「…こういう暴動は何時起こるか分からん。半島を管理しとるお前の指導が悪いからだ!」／いきなり怒鳴りつけられた。

そこへ頭に包帯をした、第一鮮直の木崎寮長が姿を現した。(中略)「昇坑して来た半島と、今から入坑しようと繰込場におった半島が、わあーと襲うて来てわしも理由がわからんやった。何百人もいっぺんに来たんで逃げる暇もなか。今まで压制して来たから殺されるかと恐ろしかった」(中略)「お前のところの吉村たい。あれが寮生を殺したとたい。(中略)」／その朝の暴動の原因は、労務係の吉村が引き起こしたことが分かった。」

(同上、432-433頁)

事件の発端をかいつままで言うと、労務係の吉村が酒に酔って、インキンで苦しんで入坑しなかった寮生の陰部を傷つけ、死に至らしめ、それを事故死と偽装するため、石炭貨車の線路に寝かせていたのが発覚し、暴動に至ったものだった。

この吉村については寮生だった黄学成の次のような証言もあり、とかくの評判があったらしい。

「労務の吉村は、何時も酔っ払って朝鮮人を叩くので、みんなから嫌われていた。(中略) 酒の特配が一週間に一合五勺あって、さらに入坑すると下がり伝票で五勺つくので、寮の労務はそれをピンはねして、毎日朝から飲んでぐてんぐてんになっとなった。

あの時も吉村が酒を飲んで、インキンが出来て休んどった朝鮮人のキン玉を切った。(中略) あれだけの集団になると手がつけられん。下手に止めようとするこっちが殺される。(中略) 死体が発見されると、全員が第二鮮直を襲撃して労務の吉村たちを殴りつけ、飯塚病院の赤坂分院を襲ったといった。／集団で波状的に労務事務所を襲い、行くと見ると窓ガラスは全部割れて、飯塚署から非常招集をかけられた巡査が遠巻きに眺めとった。(中略)

それから三、四日間は完全に採炭はストップして、朝鮮人代表の申し入れで坑長との間で会談が持たれた。こうした暴動を背景にして、要求事項を突きつけることは、朴東雲が陰で指導しているとわしにはピンと来たですよ。

- 一、待遇改善
- 一、契約満期に伴う帰国の許可
- 一、労務係の暴力行為の禁止
- 一、寮の改善
- 一、監視塔の撤去

以上の五点を中心に、第二鮮直の林という男が主になって暴動を背景に労務と交渉した。暴動が落ち着くと、飯塚署の特高によって林は朝鮮へ強制送還されました。(中略)

四日間の暴動は、単なる朝鮮人の騒動と思われがちだが、決してそうではなかった。集団で抗議するようになったので、労務管理について炭鉱では困り果てとったからね。」

(黄学成、林(1989)、329-330頁)

残念ながら『特高月報』は昭和19年11月分までしかなく、この事件に関する記述は見当たらないのだが、寮長の持田も次のように証言しており、黄の上記証言と一致しているので、朴東雲の関与は事実なのだろう。

「事件があった日から寮生が怒ってストライキに入り、採炭は四、五日ストップした。

暴動の激しさは話にならなかった。四、五百人が投石するので、全く近寄れず、警察も大勢来ているが、遠巻きに見るだけでね。驚いたことに、暴動を利用して会社側に要求を出して来た。こうなると計画的で、誰かが指導しているとしか思えない。要求事項を認めないと、何をされるかわからないほど暴動は強烈だった。(中略)

炭鉱側との交渉で表面に出て来たのが、わしの第二鮮直の林と安と金の三人で、暴動の力を背景にして、要求闘争に切り替えた点は実に見ごとなものだった。

六項目を炭鉱側が認めると、やっと彼らはストライキを解いた。三人は飯塚署に逮捕され、すぐ朝鮮へ強制送還された。

赤坂炭鉱に強制連行されていた朝鮮人は約千二百人、何時彼らの不満が爆発するか、寮長としてこれほど気を使ったことはない。もう労務係が力で押さえることは限界になって、飯塚から憲兵に来てもらった。わしのところの労務詰所には、それ以来憲兵二人が常駐することになった。

わしが第二鮮直の寮長に来る前には、高い障壁をつくって外部と遮断していたが、寮生に聞くと刑務所のように圧迫され、かえって逃亡したくなくと口を揃えていった。労務課長は逃亡するから許可しないと反対したが、わしが責任を持つからと強引に取り扱させた。壁がないので自由に出入りさせると、それから逃亡はびったり止まった。」

(持田次男、林(1989)、435-436頁)

以上の証言から、麻生でも大東戦争末期には高松炭鉱と同様のことが起きていたことが解る。麻生の場合は外部にいた朴東雲の指導で、林・安・金の三人が潜入してストライキを扇動したのだろう。

数百人単位の暴動を機に、多数の力で炭鉱側に要求を吞ませ、炭鉱側は「もう労務係が力で押さえることは限界」になっている。ここでも、高松炭鉱の場合と同様に、労使の力関係の逆転を見ることが出来よう。

寮の「高い障壁」を寮長の判断で取り払い、「それから逃亡はびったり止まった」という点も、高松炭鉱の場合と酷似しており、驚かされる。筆者は、たまたま証言者の多かった筑豊炭鉱の二つをケース・スタディとして選んだだけなのだが、両者にはこのように多くの類似点がある。同様のことが、他の炭鉱にも広がっていた可能性を感じさせる。

満期・一時帰国・家族呼び寄せ

麻生の場合、契約満期に関する証言はそれほど多くないのだが、その一つが前稿でも紹介した、満期の年数が異なる二つの証言である。重複するが、もう一度引用させていただく。

「お前たちは麻生炭鉱へ行く。二年したら帰国させるから、お国のために頑張れ!」と、戦闘帽をかぶった男が演説しました。二年で帰らせる約束なんか、本当に信じる者は一人もいないですよ。二年契約だといって、炭鉱に強制された同胞が、満期になって帰国した例を聞いたことがなかったからです。」(文有烈、林(1981)、120頁)

「お前たちは九州の麻生炭鉱へ行くことになった。一年したら帰国させるから、お国のために頑張れ!」と、戦闘帽を被った男が演説したけど、あの当時、一年で帰らせる約束なんか、本当に信じる者は一人もおらん。二年契約だといってうちの面から炭鉱に徴用された同胞が、満期になって帰国した例を聞いたことがなかったからです。」(文有烈、林(1989)、495頁)

この二つの証言は、一次史料である『半島人労務者二関スル調査報告』に基いて「一年」

が正しいとしたが、麻生はその後、「二年満期」に変更した可能性がある。というのは、麻生赤坂炭鉱寮長だった持田は、次のように証言しているからである。

「朝鮮人坑夫たちは、最初の約束の二年満期に非常にこだわり、帰国させてくれないと逃げてでも帰るといい出した。仕方がないから、三十人を連れて朝鮮へ同行したことがある。」(持田次男、林(1989)、428頁)

三輪宗弘は、明治専門学校(現九州工業大学)の「昭和十七年度麻生鉱業株式会社 網分鉱業所赤坂坑 実習報告書」に、昭和17年2月現在のこととして、次のように書かれていることを紹介している。

「鮮人は朝鮮総督府ノ手續デ直接移入ヲスル以前ハ3ヶ月実習デ2ヶ年ノ契約デアッタガ現在ハ6ヶ月ノ実習デ2ヶ年ノ契約トナツテキル。コノ契約ガ満期ニナルト再約シテ更ニ留ルカ或ハ帰鮮スルノデアアル。」(三輪宗弘「戦時中から閉山まで一生産性の向上を追求して」、『麻生百五十年史』所収、853頁)

「朝鮮総督府ノ手續デ直接移入ヲスル以前」とは、集団移入を開始し、官斡旋を開始する以前の募集期(昭和14年9月～17年1月)のことを指すと思われるので、「契約期間一ヶ年」の記述¹⁵と矛盾するが、同じ筑豊炭田の一つである高田炭鉱では「昭和十五年三月迄の移入の一六六名に対しては、一ヶ年の契約をなしたるも、今回(七月二十一日移入八十一名は)総督府の意向に依り二ヶ年契約とす」という記述も見え¹⁶、麻生も同様に「総督府の意向」で「2ヶ年ノ契約」に変更したのだろう。

また、上記「実習報告書」によれば、「コノ契約ガ満期ニナルト再約シテ更ニ留ルカ或ハ帰鮮スル」とあり、再契約するか帰国するか判断については、坑夫側に選択の余地があるようにも見える。

これに関連して、九州の全炭鉱を管轄する福岡鉱山監督局は、昭和16年度以降の緊急措置として、次のような方針を公表していたということも重要である。何故なら麻生にしる、他の筑豊鉱山にしる、監督局の方針を無視することは出来なかった筈だからである。

「集団募集による労務者に対し次の如き雇傭契約の更新を勧奨する。

- ①労務者家族の呼寄せ ②契約更新者の優遇 ③供出地の係官を就労地に派遣する
④一時帰鮮者の内地帰還を督励する ⑤契約満了者をも更に改めて契約を結ばせる」

(『筑豊石炭鉱業会月報』第37巻441号、22頁)

ここから判るのは、極力契約を更新するように誘導するが、本人の意思も尊重し、「一時帰鮮者の内地帰還を督励する」(④)としていることである。「一時帰鮮」を希望する契約満了者の意思を無視してまで、契約更新を「強制」は出来なかったことが、ここから解る。従って、持田も上記の如く「帰国させてくれないと逃げてでも帰る」と言う者に対しては、「仕方がないから、三十人を連れて朝鮮へ同行した」のである。

持田の証言の続きは、以下の通りである。

「一週間ばかり旅館で待ったが、半数の十五人しか集まらなかった。労務課長からは、もし途中で逃亡したら、その数だけ現地で集めて帰れといわれていたので、これは大変なことになったと思った。

「これはお前たちみんなの責任だ。逃げた分だけ連れて来い」と、わしは怒っていった。朝鮮の故郷で逃亡した以上、絶対に帰って来ないと思ってあきらめていたところ、全員を連れて来たのには驚いた。

昭和二十年になると軍の輸送が優先して、関釜連絡船に乗船出来なくて、釜山で十日間船待ちすることがあった。その時、十三人が旅館の二階から飛び降りて逃亡した。予期していたが、多数でやられるとお手上げだった。(中略)

逃亡したのはわしが信用していた者ばかりで、まさか裏切られようとは考えもしなかった。彼らはわしを慕っているとばかり思って、わしも信用して帰国させたのだった。朝鮮人は何を考えとるか分かん。(中略)

「お前、十七人も連れて帰ってくれたか。それはご苦労さんやった。労務課じゃ一人も帰らんだろうと噂しとったところだ」

労務課長はそういったが、わしの引率の苦労は大変で、これは行った者じゃないと分からないよ。」(持田次男、林(1989)、428-429頁)

ここから判ることは、一旦帰国させると、全員逃亡する恐れが多分にあったということである。次に、この30人は持田が「信用していた者」ばかりで、一時帰国を許すのは逃亡の恐れがないと判断された者に限られた。それでも13人が逃亡したが、30人中17人を帰国させた持田の場合は、まだ僥倖の部類に属したということである。

福岡鉱山監督局の前記方針の①「労務者家族の呼寄せ」は、朝鮮人坑夫に契約満了後も働いてもらう最も効果的な方法だった。麻生の労務係だった野見山巍も、次のように証言している。

「炭鉱は朝鮮人の家族の呼び寄せは非常に勧めたです。長く住んでもらうようにね。何家族かまとまれば、募集の時に許可書をとって一緒に来てもらいよったですよ。前に来た朝鮮人が家族を呼んでくれといえ、呼びました。」(野見山巍、山田(2012)、(192) 57頁)

高松炭鉱の場合も、会社側の家族呼び寄せに応じたという証言があったが、麻生でも似たような証言がある。尤も、こちらは時期的にかなり早い。金哲発は大正13年(1924)、12歳で渡航し、職業を転々とした後に、昭和12年(1937)に麻生の坑夫募集に応募して麻生赤坂炭鉱に縁故採用され、最初から家族でやってきたというケースである。

「山口県の徳山で、海軍の燃料タンク建設の土方をした。ちょうどそこへ知り合いの者が、筑豊の炭鉱から坑夫募集に来た。／「お前、土方作業は二十日も仕事があればいいだろうが、雨が降ると金にならん。天気になれば雨で休んだ分まで働かされようが。炭鉱は天気の降り照りに関係ないで、一年中雨の心配もない。炭鉱へ行こうじゃないか」

土方人夫をしていると、天候のことが一番心配になる。炭鉱は坑内に下がってしまうと、一年中気候は変わらないと聞けば行って見たくもなるわ。炭鉱の予備知識はないし、

最初はずい分考えたが、賃金が安定していることが魅力やった。

うちの女房の親兄弟と一緒に、一九三七年に赤坂炭鉱へやって来た。

当時の炭住〔炭鉱住宅〕は、六畳と土間の炊事場で、飛行機納屋のすぐ下にあった。うちの子供は男三人、女五人やが、その時はまだ二人しか生まれとらんやった。二交代勤務で、朝は六時に入坑した。

炭住を与えてくれるし、風呂は共同浴場で大きなもので、湯は贅沢に使えて、あもったいなと思ってね。燃料のガラも配給してくれ、電気も自由に使えて、今までの渡り人夫の時代と比べると、炭鉱は天国やったですよ。」(金哲発、林(1989)、394頁)

麻生に限らず、家族呼び寄せの場合は、会社側はこのように炭住を提供するのが一般的だった。その点で、独身者の寮住まいとは異なり、優遇されたと言える。朝鮮人戦時労働者の証言が、押しなべて悲惨さばかりを強調する中であって、金のように「炭鉱は天国やったです」と告白する証言は、非常に珍しい。

このような家族持ちの朝鮮人坑夫と独身者では、待遇が具体的にどう違ったのかということについての検証は、今後の課題だが、ここには「強制連行」「強制労働」だけではなかった炭鉱の側面が窺える、と言っているのではないだろうか。

終戦時の会社対応

麻生の終戦時の会社対応に関する証言は、麻生赤坂炭鉱にいた黄学成のものしかない。

「帰ってすぐ第一鮮直に行くと木崎寮長はおらん。第二鮮直にも持田寮長はおらん。压制しとった労務は一人残らず逃げとった。倉庫を開けさせると、米とか地下足袋、軍手、タオルが山積みされていね。わしは坑長を呼んで、そこにあるだけ全部配給させた。(中略)倉庫の中身を見て驚いたというのは、酒と米と煙草があれだけあろうとは思いませんやった。寮生に配給せんで自分たちだけがピンはねして、朝から酒気を帯びて同胞を叩いた事実が、はじめて明らかになったわけね。(中略)

朴東雲を先頭に、三、四人が一緒になって労務事務所を襲った。(中略)

朴東雲がついとるから朝鮮人の追及はすさまじいもので、残っていた何人かの労務はただ頭を下げて「すみません、今ここに炭鉱の幹部がいませんから」と謝った。労務は人が変わったようにべこべこ頭を下げる、それがまた朝鮮人の響聲を買ったですよ。

赤坂駅前の持田寮長の家にも二、三百人が押しかけて行った。(中略)

持田寮長とか木崎寮長の家は、みんな土足で上がって探し回ったけ。第二鮮直の労務でキン玉事件を起こした吉村は、家族ごと炭鉱が逃がして、一カ月後しか炭鉱に帰って来とらん。／憲兵はもちろん終戦と同時に逃げ出して、何処におるか全く消息が掴めんやった。警察も憲兵と一緒になって压制しとるから、駐在所を片っ端から襲撃して、窓も何もかも叩き割ったけね。」(黄学成、林(1989)、335頁)

ここに名前の挙がっている持田についても、終戦時の会社対応についての本人の証言はなく、またその傍証となる史料も見当たらないので、黄の証言の検証はできない。ただ、

「圧制しとった労務は一人残らず逃げとった」というのは、他の炭鉱でも同様の証言が多くあり、麻生だけのことではない。

また、朴東雲の指導で労務事務所を襲ったというのも、麻生朝鮮人争議以来、一貫して朴が朝鮮人坑夫に大きな影響を与え続けていたことを裏付けるものだろう。

まとめ—成果と課題

以上、高松炭鉱と麻生鉱業の証言を中心に、周辺史料と照合しながら証言の検証を進めてきた。

麻生は大正12年以来朝鮮人坑夫を使用しており、集団移入が開始される前の昭和13年の時点で、既に2千人の朝鮮人坑夫を使用していた。しかし、逸早くベルトコンベアや八時間労働制を採り入れた高松炭鉱に比較すると、採炭技術の機械化・合理化という点では遅れをとっていた。納屋頭（飯場主）が坑夫を暴力的に支配する納屋制度も、麻生では昭和初期まで残り、麻生朝鮮人争議の一因になった。

集団移入開始後の動員の経緯を見ると、両炭鉱とも共通点が多い。昭和14～16年の募集期には朝鮮内に日本への「憧れ」があり、募集は容易だったこともその一つである。「万歳三唱」で見送られたという証言も、両者で見られ、悲惨さは感じられない。しかし、昭和17年以降の官斡旋・徴用期になると募集は困難になり、「抵抗する者は木刀で叩いて、血まみれのまま引きずってトラックに乗せた」（高松炭鉱）、「叩いても構わず連行した」（麻生赤坂炭鉱）というような極端な証言も一部に現れる。しかし、こうした証言には傍証と言えるものがなく、立証されていない。「朝鮮半島の徴用は奴隷狩りに等しかった」と語った吉田清治の証言も、林の聞き書きした証言の中には含まれているが、この証言は現地調査から偽証であったことが、後に明らかになっている。こうした事実から見ても、「強制連行」を赤裸々に語る証言を鵜呑みにすることは危険である。今日まで、「証言」以外にこうした事例を立証する傍証は、朝鮮国内からも出ていない点に留意すべきであろう。

次に、賃金や賃金差別の点では、高松炭鉱の場合は高額を送金をしていたという証言があり、またその証言者（沈石万）は「欲が働いて残業するから、どうしても十二時間は働く」と証言している。「強制労働」論者は「十二時間」も平気で働かせたと、その強制性を強調するのが普通だが、このように高賃金を目的に自発的に目一杯働いた朝鮮人もいたことを忘れてはならない。また、高松炭鉱では日本人坑夫との間に賃金差別がなかったことも、複数の証言によって確認できた。一方、麻生の場合は公表された賃金と証言が一致せず、周辺炭鉱に比べて賃金はかなり低かったことが、様々なデータから明らかである。

食糧事情についても、両社には大きな差があった。高松炭鉱の場合、労務係が食料調達に奔走する姿が見られ、また坑夫は付近のアリラン部落から牛や馬を購入し、殺して食べていた事実も判明した。麻生にはそのような証言はなく、逆に労務が配給米をピンはねることが恒常化していた。高松炭坑でも、労務が配給米をピンはねして争議になった事例が確認できるが、高松炭鉱では興梠友兼所長自ら朝鮮人坑夫の配給米確保に奔走した事実もあり、麻生とは経営者の意識が相当異なるように感じられた。

以上のように、高松炭鉱と麻生では多くの点で異なっているが、他方では類似点も多い。

その一つは、両社とも一般坑夫には「外出の自由」を認めず、寮は高い板塀で囲まれていたが、舎監（寮長）の判断で板塀を撤去し、外出の自由を認めるに至ったことが、双方の証言から確認できる。これは炭鉱全体というよりも、一部舎監（寮長）の管理していた寮に限定された特殊な事例かとも思われるが、朝鮮人坑夫には「外出の自由」がなかったという先行研究を覆す証言、と言える。

また、両者とも大きな労働争議を複数回経験しているが、多くの証言の語るところによれば、その背後に朝鮮独立運動との関係が見え隠れする。高松炭鉱の場合は、朝鮮独立運動のメンバーが坑夫として複数名潜入し、一部の舎監もそれに同調していたことが窺える。麻生の場合は、指導者は炭鉱の外にいたようだが、やはり朝鮮独立運動のメンバーが複数名潜入し、ストライキを扇動して炭鉱側に要求を呑ませることに成功したという。

『特高月報』を分析した最新の研究によれば、「日本人よりも朝鮮人側が原因で引き起こされた争議事件が多かった」そうだが¹⁷、その背後には「朝鮮人労働者をひそかにせん動して生産を妨害した」意図的なものも含まれていた可能性がある¹⁸。また、「1942年頃から警察の説得に応じず、さらに暴動を引き起こす事例が増加している」、「『特高月報』全体を読んで判明することは朝鮮人労働者の立場は先行研究で言及されているものよりもはるかに強い」というが¹⁹、そこには集団の力で労働条件や待遇改善の要求をする、意図的な動きもあったように感じられる。麻生の場合も多数の力で炭鉱側に要求を呑ませ、炭鉱側は「もう労務係が力で押さえることは限界」（持田次男）と認識するまでに至っている。

また、契約が満期を迎えた朝鮮人坑夫の帰国を許すかどうかは、どこの炭鉱でも頭の痛い問題だった。会社側としては、契約延長手当や家族呼び寄せ等の方法で極力引き留めようとしたが、思惑通りには行かなかったというのが実情だろう。「帰国させてくれないと逃げてでも帰る」と言う者に対しては、「仕方がないから、三十人を連れて朝鮮へ同行した」（持田次男）という麻生の担当者の証言もある。「一時帰鮮」を希望する契約満了者の意思を無視してまで、契約更新を「強制」は出来なかったことが、ここから解る。しかし、一時帰国を許せば全員が逃亡する恐れもあった。

終戦時の会社対応については、高松炭鉱の場合、朝鮮人坑夫の証言と会社側（舎監）の証言で喰い違いもあるが、「郵便貯金の通帳だけはかろうじて渡された」「退職金を含めて別れ金が三百円と、八月分の賃金を支払った」（沈石万）との証言から、貯金通帳を現金として実際引き出せたかどうかは別として、会社側としては出来る限りの清算はしたと見做してよいのではないかと。麻生の場合は、朝鮮人坑夫の証言が一つしかなく、それに対応する会社側の証言はないので、はっきりしたことは判らないが、「圧制しとった労務は一人残らず逃げとった」（黄学成）というのは、他の炭鉱でも同様の証言が多くあり、麻生だけのことではない。

このように、高松・麻生の両炭鉱は異なる点も多々あるが、類似点も多く、特に朝鮮独立運動の影響力を指摘する証言が多いことに驚かされた。ただ、朝鮮独立運動は戦時中の日本では殆んど壊滅状態にあったというのが通説であり、十分な史料的裏付けがない証言を、そのまま事実と見なすのは危険である。その点の検証は、今後の課題であろう²⁰。

註

- 1 新鞍拓生『筑豊鉱業主麻生太吉の企業家史』裏山書房、2019、343頁
- 2 戦後行われた、筑豊炭鉱の労組代表者による座談会（昭和32年9月14-15日）の中でも、次のような発言が見える。「戦前の炭鉱で暴力の温床となつたのは納屋制度ですが、…文献の上では、大納屋〔納屋頭〕の廃止は三池が最初であつて、明治二十三年頃とされています。それに続いて北炭、明治等が廃止し、昭和初年には大手では殆んど廃止されたことになっています。しかしその残存形態は大体昭和八年～九年頃までであつたようです。」（日本炭鉱労働組合史編纂委員会編『戦前から昭和二十四年春までの九州並びに全国的な炭鉱労働運動—福岡における座談会記録』12-13頁）
- 3 佐川亨平『筑豊の朝鮮人鉱夫 1910～30年代』世羅書房、2021、201頁。
- 4 西岡力『増補新版 でっちあげの徴用工問題』草思社、2022、164頁。
- 5 森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研究所、1955、32-33頁。
- 6 坂本悠一「福岡県における朝鮮人移民社会の成立」、『青丘学術論集』13、153頁。
- 7 この264名解雇（うち191名は争議参加による不都合解雇）は、前掲「争議団員の処置」の「解雇者一九〇人」「転坑者七三人（転坑者は全部解雇し予告手当家族帰郷等を支給す）」に該当する（両者を合せれば263人解雇となる、本稿73頁参照）。
尚、当時のストライキについて、前掲座談会記録（註2）においても次のような発言が見える。「会社は最後まで指導者の首切りには固執したものです。その当時のストライキでは殆んど指導者は完全に炭鉱からオツポリ出されるというのが常態であつたと思います。」（前掲『福岡における座談会記録』10頁）
- 8 内務省警保局「社会運動の状況」昭和8年版、『在日朝鮮人関係資料集成』第二巻所収、805-806頁。
- 9 拙稿「朝鮮人戦時労働者の「証言」に関する学問的考察（続篇）」、『歴史認識問題研究』17号、2025.9、79頁。
- 10 坂本、前掲「福岡県における朝鮮人移民社会の成立」、142頁。
- 11 前掲座談会記録（註2）においても、発言者及び炭鉱名は特定できないが、昭和初期の筑豊炭田の炭鉱労働者の賃金（日給）について、次のような言及がある。「日給に直して一円八〇銭から二円がよいところでした。これが昭和三年～八年頃だったでしょう」（前掲『福岡における座談会記録』15頁）。争議前の賃金ということになるが、表2に見える賃金分布では、貝島（1.779円）と三井（2.067円）がこれに該当する。三菱（1.683円）はこれより低く、麻生（1.447円）は更に低い。ここから見ても、争議後の麻生の賃金は、当時の相場よりかなり低いことは明らかだ。
- 12 その後、筆者は林の証言集の元になった「取材ノート」を、福岡の「記録作家林えいだい記念・ありらん文庫資料室」で発見した。その取材ノートによれば、林は元々こう証言していたことが判明した。「日本人と朝鮮人の坑夫の賃金が、これがまたひどくてね。〔日本人が〕三円の時、私も朝鮮人は二円四十銭。こんなに一生懸命働いてパカにするなどね。同じ人間でしょう。仕事が同じでしかも彼らより朝鮮人のほうがよく働いた。それでも差別されました。」（黄学成、「筑豊朝鮮人坑夫・労務担当者聞き書き No. 2」）
驚いたことに、黄の元の証言は「二円二十銭」（林（1981））でも「二円五十銭」（林（1989））でもなく、「二円四十銭」だった。何故、林が黄の証言した朝鮮人坑夫の賃金を勝手に操作して証言集に掲載したか、その理由は不明だが、ここでは公刊された2冊の証言集の賃金の額と、元の額は異なっていたという事実を記すに止める。尚、林の「取材ノート」の発見及びその意義については、筆者は稿を改めて論ずる予定である。
- 13 前掲座談会記録（註2）でも、次のような発言が見える。「寮には在籍数で酒とか煙草とかを配給していた。ところが実際はそれだけおらんわけです。その配給を係員や勤労課員という者がみんなとった。だからあすこに行けば煙草に酒に砂糖というものは全部係員がもつている。」「そんな風にその当時は、配給物資は寮長や舎監とかいうのがいいかげんにやっていたんですよ。（中略）そういうことで横流しになつてたことは事実ですね。」（前掲『福岡における座談会記録』19頁）
- 14 『特高月報』には、前掲の麻生朝鮮人争議（昭和7年8月）の他に、麻生赤坂炭鉱並びに麻生吉隈炭鉱における争議が4件記録されているが（昭和14年5月30日、17年2月3日、18年8月16日、18年8月11日）、いずれも小さな記事で思想的背景には触れていない。
- 15 前掲『半島人労務者二関スル調査報告』「株式会社麻生商店」、昭和15年、224頁。
- 16 同上、238頁。

- 17 長谷亮介『朝鮮人「徴用工」問題 史料を読み解く』草思社、2024、110頁。
- 18 『日炭高松組十年史』日炭高松炭鉱労働組合、昭和34年、49頁。
- 19 長谷、前掲書、124、125頁。
- 20 朝鮮独立運動と朝鮮人戦時労働者の関係については、守屋敬彦「アジア太平洋戦争下の被強制連行朝鮮人の反日独立闘争」(『佐世保鉱業専門学校研究報告』37、2000.12)が唯一の先行研究と言える。守屋は北海道大学附属図書館所蔵の北炭の史料を丹念に紹介しており、夕張鉱業所を中心に、朝鮮独立を志向する意図的な怠業が炭鉱内に相当浸透していた様子を紹介している。これは内務省も把握しており、当時相当危機感を抱いていた(前稿の註6を参照)ことから事実と思われるが、こうした動きの背後にあったものや、組織の実態までは、守屋も解明できていない。